# 令和元年度

男鹿市財政援助団体等監査結果報告書

男鹿市監査委員

監 第 47 号 令和元年11月14日

 男鹿市長
 菅原 広二 様

 男鹿市議会議長
 吉田 清孝 様

 男鹿市教育委員会教育長
 栗森 貢 様

男鹿市監査委員 鈴木 誠

男鹿市監査委員 米 谷 勝

# 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度の財政援助団体等 監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告し ます。

# 目 次

Ι	監査の対象団体と執行年月日	1
Π	監査の着眼点	2
Ш	監査の方法	3
IV	監査の結果	3
	財政援助団体】	
•	船越本町町内会	5
•	秋田中央交通株式会社	6
•	秋田県漁業協同組合	7
•	公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター	9
•	一般社団法人 男鹿市観光協会	10
•	男鹿半島なまはげライド実行委員会	12
•	上金川老人クラブ	13
•	社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会	14
•	春日井市交流学習会訪問団	15
•	青少年育成男鹿市民会議	16
•	日本海メロンマラソン実行委員会	17
•	男鹿市民文化祭実行委員会	18
•	船越地区民俗文化財統人行事保存会	19
•	北浦鹿島祭り保存会	20
•	男鹿市チャレンジデー実行委員会	21
	指定管理者】	
•	社会福祉法人 男鹿保育会 (男鹿市立保育園 7 園)	22
•	男鹿温泉郷協同組合(男鹿温泉交流会館五風)	23
•	株式会社 おが (男鹿市複合観光施設)	24
•	公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター	
	(サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンター)	25

# I 監査の対象団体と執行年月日

令和元年度の財政援助団体等監査は、平成30年度において市が財政的援助を行った 団体の中から、次の団体を抽出して実施した。

財政援助団体	補助金の名称	交付額(円)	所管課等	執行年月日
船越本町町内会	町内会交付金	664, 400	<b>人而改</b> 等調	令和元年 9月30日
秋田中央交通株式会社	男鹿市生活バス路線維持 費等補助金	29, 376, 000	企画政策課   	
秋田県漁業協同組合	栽培漁業定着強化事業費 補助金 (バイ貝種苗放流 事業)	120, 000	農林水産課	
	栽培漁業定着強化事業費 補助金(サケふる里回帰 放流事業)	784, 000	· 辰怀小连昧	
公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター	シルバー人材センター 事業費補助金	12, 000, 000	男鹿まるごと売 込課	
一般社団法人 男鹿市観	一般社団法人 男鹿市観 光協会補助金	5, 950, 000		
光協会	男鹿版DMO推進事業費 補助金	29, 870, 000	観光課	
男鹿半島なまはげライ ド実行委員会	男鹿半島なまはげライド 補助金	500,000		
上金川老人クラブ	男鹿市単位老人クラブ補 助金	46, 560	福祉課	
社会福祉法人 男鹿市社 会福祉協議会	男鹿市社会福祉協議会事 業費補助金	15, 000, 000		
春日井市交流学習会訪 問団	男鹿市・春日井市児童交 流学習会補助金	1, 100, 000	学校教育課	
青少年育成男鹿市民会 議	青少年健全育成活動事業 費補助金	485,000	生涯学習室	令和元年 10月1日
日本海メロンマラソン 実行委員会	日本海メロンマラソン補助金	1,000,000		
男鹿市民文化祭実行委 員会	男鹿市民文化祭補助金	1, 206, 000		
船越地区民俗文化財統 人行事保存会	重要無形文化財保存伝承 活動費補助金	450,000	   文化スポーツ課 	
北浦鹿島祭り保存会	重要無形文化財保存伝承 活動費補助金	189,000		
男鹿市チャレンジデー 実行委員会	チャレンジデー補助金	450,000		

また、平成30年度において、指定管理者として公の施設の管理・運営を行った団体の中から次の団体を抽出し、監査を実施した。

指定管理者	施設名	指定管理料 (円)	実施場所	所管課等	執行年月日	
社会福祉法人 男 鹿保育会	男鹿市立保育園 7園 船川保育園 船越保育園 脇本保育園 五里合保育園 北浦保育園 若美南保育園 玉ノ池保育園	417, 198, 574	男鹿保育会	健康子育て課	令和元年 10 月 2 日	
男鹿温泉郷協同 組合	男鹿温泉交流会館 五風	1, 922, 000	男鹿温泉交 流会館五風	観光課		
株式会社 おが	男鹿市複合観光施設	7, 900, 000	男鹿市複合 観光施設	男鹿まるご	令和元年 10月3日	
公益社団法人 男 鹿市シルバー人 材センター	サンワーク男鹿及び 男鹿市トレーニング センター	8, 800, 000	男鹿市シル バー人材セ ンター	と売込課		

なお、社会福祉法人男鹿保育会については、監査の実施後に確認すべき事項が生じたことから、10月29日に所管する健康子育て課を対象に追加聴取を実施した。

### Ⅱ 監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて実施した。

# 1 財政援助団体

- (1) 財政援助団体及び所管する各課等の補助金等交付手続は、条例、規則、要綱等に基づいて適正に行われているか。
- (2) 補助金は、交付目的に沿って適正に執行され、効果を上げているか。
- (3) 補助金に係る会計処理は、適正に行われているか。
- (4) 会計処理上の責任体制は、明確であるか。

# 2 指定管理者

(所管課)

- (1) 指定管理者の指定の手続は、法、条例、規則等に基づいて適正に行われているか。
- (2) 指定管理者に対して、適時・適切に指定管理業務の実施状況等の報告を求め、確認、指示等を行っているか。

(指定管理者)

(3) 指定管理業務に係る施設の管理・運営及び会計処理は、適正に行われているか。

(4) 施設の利用状況はどうか、また、目標の達成等のためにどんな取組を行っているか。

### Ⅲ 監査の方法

財政援助団体については、所管課の補助金交付等に関する原議書類と、財政援助団体の実績報告書、収支決算書並びに証拠書類等の照合を行うとともに、事業が計画に基づいて適正かつ効果的に執行されているか、担当職員から詳細な内容等を聴取し、監査を行った。

また、指定管理者については、所管課から基本協定書、年度協定書及び事業報告書等の関係書類の提出を求め、協定に基づく施設の管理・運営及び指定管理料の会計処理が適正に行われ、住民福祉の向上に十分な効果を上げているか等について、担当職員から詳細な内容等を聴取するとともに、指定管理者及び市の担当職員の同席の下で、実地監査を行った。

### IV 監査の結果

### 1 財政援助団体

財政援助団体に交付された補助金等については、概ねその目的に沿って管理・ 執行されており、出納その他の事務は適正に処理されているものと認められるが、 一部において、次のとおり、改善すべき事項等がみられた。

- (1) 各部課の補助金交付要綱においては、「補助率又は補助金額」について、「予算の定める範囲以内」としている例が多いが、対象経費が明確となっている場合は、これに対する補助率など、補助金の算定根拠を明確に示すべきと思われる。
- (2) 補助事業の対象経費は、事業目的の達成に必要な経費に限定すべきであるが、 酒食を含む食糧費のほか、必要性が低いと思われる経費が見受けられるものもあることから、補助金の交付決定時に、改めて対象経費を明示する必要がある。
- (3) 補助金の支払時期については、補助金交付要綱において、「原則として完成払又は部分払」とし、市長が特に認める場合に「概算払又は前金払ができる」としているが、実態をみると、ハード事業等の一部の事業を除き、多くが補助金の交付申請書により前金払を行っている。

前金払は、財政援助団体の財政基盤が脆弱で、事業の円滑かつ効果的な推進に 支障を来す場合などに、前金払申請に基づいて行われるべきものであることから、 一律に前金払することの是非について、検討されたい。

(4) 町内会交付金においては、「計画していた(交付金の算定基準となる)事業が実施に至らなかった場合又は計画できなかった事業を実施した場合は、その交付金の差額については、次年度の交付金において清算するものとする」としているが、事業の実施の有無については、当該年度内に判明しているので、年度内に、交付金の変更交付申請及び変更交付決定により、額を確定するとともに、返還等の手続を行うよう、是正すべきである。

(5) 補助事業の実施主体(財政援助団体)として、市が実行委員会等を設置し、事業に必要な経費として、市補助金を充てている場合(一部他団体からの補助金等を充てるものも含む)、市の担当者が、市と実施主体である財政援助団体の双方の補助金交付に係る事務等を行っていることから、チェック体制が不十分と思われる例があった。

また、市が実施主体となっても事業の推進に特に支障がないと思われるものもあり、補助金交付事務等の負担軽減を図るためにも、実行委員会等を実施主体とした事業の進め方について、一部見直しされたい。

### 2 指定管理者

監査の対象とした指定管理者 4 団体のうち、社会福祉法人男鹿保育会においては、給食調理員による食材の不適切な発注、在庫管理及び持ち帰り等の事案が確認されているので、その全容を明らかにし、指定管理料に係る不適正な会計処理を是正するとともに、同様の事案の再発防止に万全を期す必要がある。

社会福祉法人男鹿保育会を除く3団体による施設の管理・運営は、概ね適正に行われていると認められる。

本市では、指定管理料が10施設(指定管理者7団体)を対象に支出されており、各所管課においては、指定管理に関する基本協定書等に基づき、管理業務の実施状況及び収支状況等に関し、随時、説明を求めるとともに、確認を行い、必要な指示を行うよう、留意されたい。

また、各指定管理施設における課題(人材の確保、施設の老朽化への対応、収益の改善のための新たな取組の展開等)の解決に向けて、指定管理者との一層の連携・協力に努められるよう望みたい。

#### 3 その他

事務処理上の軽微な誤りや不備な点については、監査時に担当職員に口頭で指導し、又は改善を要望した。

各財政援助団体及び指定管理者の監査結果は、次のとおりである。

# 船越本町町内会

# 1 補助金等の名称

町内会交付金

# 2 補助金等の交付額

664, 400円 (市全額)

# 3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市町内会交付金交付要綱

# 4 補助金等の交付目的

市民生活の基盤となる地域連携・連帯、町内会が担っている行政との協力・協働などの公共的な活動及び災害時共助の核となる自主防災組織の支援を図る。

### 5 事業概要と実績

- (1) 事業概要
  - ・自主防災活動事業、環境整備事業及び地域文化継承事業への支援
  - ・広報配布などの行政協力事務への支援
- (2) 実績
  - ・防災講習会の実施
  - ・町内一斉清掃及びごみ集積場の清掃管理の実施
  - ・なまはげ行事の実施
  - 広報配布

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 3,872,664円(市補助金の比率 17.2%)

支 出 2,051,994円

差 引 1,820,670円

# 7 事業の効果

防災講習会の実施により、防災体制の強化が図られた。また、「なまはげ行事」が 実施され、伝統行事の継承に寄与している。

#### 8 監査の結果

監査の対象とした船越本町町内会については、交付金の交付目的に沿って事業が 執行されていると認められた。

本交付金については、交付金交付要綱では、「計画事業を実施しなかった場合又は計画できなかった事業を実施した場合は、その差額を次年度の交付金において清算する」としているが、実施の有無はその年度内に判明しているので、変更交付申請及び変更交付決定と、返還又は追加交付を年度内に行うべきである。

# 秋田中央交通株式会社

# 1 補助金の名称

男鹿市生活バス路線維持費等補助金

# 2 補助金の交付額

29,376,000円(うち県2,579,000円、市26,797,000円)

### 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市生活バス路線維持費等補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

公共交通機関である生活バス路線を維持し、市民等の日常の移動手段を確保する。

# 5 事業概要と実績

# (1) 事業概要

JR男鹿線に接続するバス路線で、運行回数及び平均乗車密度が基準を満たし、 国及び県の補助金を受けてもなお赤字となるバス路線の運行経費を助成する。

# (2) 実績

補助金を交付したバス路線と輸送実績は、次のとおりである。

- ・ 男鹿北線 (男鹿みなと市民病院~湯本駐在所)
- 26,413 人
- ・男鹿北線湯ノ尻系統(男鹿みなと市民病院〜湯本駐在所)
- 4,604 人

・船越線(男鹿みなと市民病院~船越駅前)

10,789 人

### 6 事業収入、支出の状況

収 入 56,096,891円(市補助金の比率 52.4%)

支 出 56,096,891円

差 引 0円

# 7 事業の効果

誰もが利用できる移動手段として、生活バス路線の維持・確保が図られている。 また、男鹿北線に接続する戸賀加茂線・入道崎線・安全寺線の利用者及び船越線 に接続する潟西南部線・潟西北部線の利用者のほか、観光客の移動手段としても機 能している。

#### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

市民生活に必要不可欠な公共交通であり、今後とも路線の維持と利便性の向上に努められたい。

# 秋田県漁業協同組合

# 1 補助金の名称

栽培漁業定着強化事業費補助金(バイ貝種苗放流事業)

### 2 補助金の交付額

120,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水產関係補助金等交付要綱

# 4 補助金の交付目的

バイ貝の種苗を放流することにより、漁業資源の維持増大を図る。

# 5 事業概要と実績

- (1) 事業概要
  - ・種苗放流に必要な種苗の購入費(2/3以内)を助成する。

### (2) 実績

- · 放流箇所 北浦支所管内 (五里合沖)
- · 放流個数 9,000個

# 6 事業収入、支出の状況

収入180,000円(市補助金の比率 66.7%)支出180,000円差引0円

### 7 事業の効果

バイ貝の種苗放流は、平成23年度から継続して実施されており、水揚量は、平成24年度の13kgから、平成27年度102kg、平成30年度429kgと年々増加しており、資源の増大が図られている。

#### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

# 秋田県漁業協同組合

# 1 補助金の名称

栽培漁業定着強化事業費補助金(サケふる里回帰放流事業)

### 2 補助金の交付額

784,000円(市全額)

### 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱

# 4 補助金の交付目的

サケの稚魚を育成放流することにより、漁業資源の維持増大を図る。

# 5 事業概要と実績

- (1) 事業概要
  - ・育成放流に必要な稚魚の購入費(1/10以内)を助成する。

### (2) 実績

- · 放流箇所 北浦支所管内 (大増川)
- · 放流尾数 3, 230, 000尾

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 7,848,900円(市補助金の比率 10.0%) 支 出 7,848,900円 差 引 0円

### 7 事業の効果

サケの平成30年度の漁獲量は約173 t、漁獲額は約8,000万円に上っており、漁業資源の維持増大と安定的な漁獲量の確保に寄与している。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

季節ハタハタ漁の漁獲量の減少が続いている中で、安定的なサケの漁獲量を確保 するためにも、継続的な取組が必要と思われる。

# 公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター

# 1 補助金の名称

シルバー人材センター事業費補助金

# 2 補助金の交付額

12,000,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

高年齢者の就業機会の増大と社会福祉の増進のため、高年齢者就業機会確保事業の推進を図る。

### 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

60歳以上の市民の入会を積極的に促すとともに、会員の豊富な経験や優れた能力を活かした、地域社会に密着した臨時的・短期的業務を通じて、社会参加を促進することによって、高齢者の生きがいづくり、就業機会の増大と社会福祉の増進を図る。

# (2) 実績

- ・新規入会者数 52人
- · 受託件数 1,907件
- · 就業延人員 26,684人·日

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 30,925,864円(市補助金の比率 38.8%)

支 出 30,925,864円

差 引 0円

#### 7 事業の効果

新規入会者数、受託件数、就業延人員等は、平成30年度の目標をほぼ達成しており、高齢者の就業機会の確保・増大に寄与している。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

# 一般社団法人 男鹿市観光協会

# 1 補助金の名称

一般社団法人男鹿市観光協会補助金

### 2 補助金の交付額

5,950,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

観光客の誘致、観光宣伝及び各種行事の励行により、観光振興を図る。

### 5 事業概要と実績

- (1) 事業概要
  - ・誘客宣伝事業、情報発信事業、受入対策事業及びおもてなし接遇改善事業の実施
  - ・観光客誘客宣伝、イベント開催及び環境美化活動の実施

# (2) 実績

- ・観光キャラバンへの参加、IR秋田駅でのお出迎え等の実施
- ・旅行業第2種の取得、DMOと連携した事業の実施
- ・教育旅行誘致キャラバンの実施
- ・新男鹿駅舎での観光案内業務の実施 など

### 6 事業収入、支出の状況

収 入 10,008,040円(市補助金の比率 59.5%) 支 出 10,008,040円

差 引 0円

#### 7 事業の効果

観光キャラバンへの参加、教育旅行誘客キャラバン等により、男鹿への誘客が促進されたほか、新男鹿駅舎での観光案内所業務の実施や、船川港でのクルーズ船着岸時の観光案内ブースの設置により、市内観光が促進された。

また、鯛まつりの開催等により、多くの観光客に男鹿の魅力を発信した。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

誘客事業の拡大や収益事業の実施に当っての人員不足等が大きな課題となっており、その解決に向けて、市や他の観光関連団体との一層の連携・協力等に努められたい。

# 一般社団法人 男鹿市観光協会

# 1 補助金の名称

男鹿版DMO推進事業費補助金

### 2 補助金の交付額

29,870,000円(国14,935,000円、市14,935,000円)

### 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

観光振興に関する方針や男鹿の将来像の共有と、各産業が連携した「稼ぐ地域づくり」を目指して、DMO法人の運営を促進し、地域一体となった観光振興を図る。

### 5 事業概要と実績

# (1) 事業概要

ユネスコ登録された「男鹿のナマハゲ」を活用した商品造成、専門人材の受け 入れとマーケティングによる地域素材のブラッシュアップ及びインバウンドを含 めた誘客等を実施し、稼げる観光地域づくりを目指す。

### (2) 実績

- ・雲昌寺のあじさいへの 45,000 人の誘客
- ・地域素材を核とした商品造成及びマーケティングの実施
- ・モニターツアーでの約250人の動員
- モニタリングキャンプの実施
- e-Bike レンタサイクルの事業化に向けた準備の実施
- ・インバウンド向け手ぶら観光のための男鹿駅観光案内所での手荷物預かりの事業化と、県内初の国土交通省認証

### 6 事業収入、支出の状況

収 入 30,066,574円(市補助金の比率 99.3%)

支 出 30,066,574円

差 引 0円

#### 7 事業の効果

自治体ではできない観光資源のブラッシュアップに貢献するとともに、観光協会への専門人材の派遣により、商品造成のノウハウの蓄積や新たな手法による資金調達等が可能となった。

#### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

観光産業全体として、人材不足や資質向上等の共通の課題があるので、その解決 に向けた事業の効果的な実施についても、検討されたい。

# 男鹿半島なまはげライド実行委員会

# 1 補助金の名称

男鹿半島なまはげライド補助金

### 2 補助金の交付額

500,000円(国250,000円、市250,000円)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

自転車を、本市のスポーツツーリズムの代表として位置付け、地場産業の活性化 と観光誘客につなげることによって、男鹿観光の振興を図る。

# 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

「あきた白神・男鹿なまはげライド」を通じて、男鹿半島の景観や食をPRし、地域活性化を図る。

### (2) 実績

平成30年度は364名のサイクリストが参加して開催され、各エイドで振る舞われた地元食材と男鹿半島の景観は、参加者の高い満足度につながった。

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 1,043,606円(市補助金の比率 47.9%)

支出828,644円差引214,962円

### 7 事業の効果

年々参加者が増えているほか、本イベントが契機となり、イベント以外でも本市 を訪れるサイクリストの増加にもつながっている。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されているが、補助対象経費の一部が、反省会の食糧費として支出されているので、補助対象外経費とするよう是正されたい。

# 上金川老人クラブ

# 1 補助金の名称

男鹿市単位老人クラブ補助金

### 2 補助金の交付額

46,560円(国8,632円、県8,632円、市29,296円)

### 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

単位老人クラブの活動に対し支援することにより、クラブ活動の活発化を図る。

### 5 事業概要と実績

# (1) 事業概要

クラブ活動を通じて高齢者の社会参加を促すとともに、生きがいや健康づくり を推進するほか、一人暮らし高齢者等の自殺予防や地域での見守り体制の整備・ 強化を図る。

# (2) 実績

- ・一人暮らし、日中一人暮らし会員宅訪問活動の実施
- ・神社清掃活動の実施
- ・生き生き介護予防教室への参加 など

### 6 事業収入、支出の状況

収 入 180,080円(市補助金の比率 25.9%)

支 出 83,613円

差 引 96,467円

#### 7 事業の効果

活動の一環で実施した草刈りや清掃活動は地域の保全につながっているほか、引きこもりがちな一人暮らしの高齢者等が社会活動に参加するきっかけとなり、生きがいや健康づくりにつながっている。

### 8 監査の結果

監査の対象とした上金川老人クラブについては、補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、本補助金については、補助金の受入が個人名義の口座で行われている例も あることから、是正されるよう指導されたい。

# 社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

# 1 補助金の名称

男鹿市社会福祉協議会事業費補助金

### 2 補助金の交付額

15,000,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例 男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則 男鹿市社会福祉補助金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

社会福祉に関する事業費の一部を助成することにより、地域福祉活動、福祉啓発活動の推進及び低所得世帯等の支援を図る。

### 5 事業概要と実績

- (1) 事業概要
  - ・地域福祉活動事業、福祉啓発活動推進事業及び低所得者等支援事業等の実施

#### (2) 実績

- ・ふれあいいきいきサロン 開催場所9地区、参加者630名
- ·介護職員初任者研修 研修時間130時間、受講者10名
- 生活福祉資金貸付件数6件、貸付金1,379,000円

### 6 事業収入、支出の状況

収 入 30,545,000円(市補助金の比率 49.1%)

支 出 30,545,000円 差 引 0円

#### 7 事業の効果

高齢者を対象とした活動は、孤独や孤立の防止につながっており、各種研修は、 地域福祉活動実践者の知識や技術の習得の場となっている。また、総合的な相談窓 口として、困りごとの解決に向けて専門機関等へつなげる役割を果たしている。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事業内容が多岐にわたっており、支出内容と一致しない部分も見受けられ たので、整理されたい。

# 春日井市交流学習会訪問団

# 1 補助金の名称

男鹿市・春日井市児童交流学習会補助金

### 2 補助金の交付額

1,100,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

男鹿市・春日井市児童交流学習会における春日井市訪問に要する経費の一部を助成し、交流学習を支援する。

# 5 事業概要と実績

(1) 事業概要

本市と愛知県春日井市の5・6年生の児童が相互訪問し、学校での交流会、ホームステイ及び地域の歴史と産業を体験する交流学習を実施する。

### (2) 実績

平成30年10月19日から22日までの3泊4日の日程で、児童18名、教員3名 及び指導主事1名が愛知県春日井市を訪問した。

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 1,285,900円(市補助金の比率 85.5%) 支 出 1,285,900円 差 引 0円

# 7 事業の効果

交流を通じた様々な経験を積むことで、児童の豊かな心を育むとともに、地域に 関心を持ち理解を深めることによって、ふるさと男鹿を見直す契機となるなど、教 育効果が期待され、保護者からの評価も高い。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、本市では、児童数の減少などにより、事業の柱の1つであるホームステイの受入家庭の確保が難しいとされているので、効果的な対応策について検討されるよう望みたい。

# 青少年育成男鹿市民会議

# 1 補助金の名称

青少年健全育成活動事業費補助金

# 2 補助金の交付額

485,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

広く市民の総意を結集し、市の施策と呼応して青少年の健全な育成を図る。

### 5 事業概要と実績

(1) 事業概要

将来の男鹿を担う青少年の健全育成と子ども会のリーダーの養成を図る。

# (2) 実績

- ・子ども会リーダー養成講習会の実施 1泊2日、参加者26名
- 各種防犯街頭指導、ポスター掲示等の実施
- ・あきた家族ふれあいサンサンデーの作文募集及び作文集の発行

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 950,775円(市補助金の比率 51.0%)

支 出 851,207円

差 引 99,568円

### 7 事業の効果

集団生活を通じた子ども同士の交流と、地域子ども会のリーダーとしての認識を 深めるとともに、社会を明るくする運動への参加や、温かな家庭づくりの認識を深 めることで、心身の健全な青少年の育成に寄与している。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

# 日本海メロンマラソン実行委員会

# 1 補助金の名称

日本海メロンマラソン補助金

### 2 補助金の交付額

1,000,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

日本海メロンマラソンの運営費の一部を助成し、大会運営を支援する。

# 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

本市のスポーツ振興に資するほか、特産品の普及、交流人口の拡大、宿泊施設 等への経済波及効果の増大を図る。

### (2) 実績

マラソン大会には 3,600 人が参加したほか、大会前日のレセプションには 69 人が参加し、市内宿泊施設へは 129 人が宿泊しており、交流人口の拡大と市内経済への波及効果に寄与している。

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 17,321,137円(市補助金の比率 5.8%)

支 出 16,603,624円

差 引 717,513円

### 7 事業の効果

本市の特産品である若美メロンを全国にPRできるとともに、約4,000人が参加しており、交流人口の拡大と宿泊等による地域経済の活性化に寄与している。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、本大会は30回を超えているが、継続していくためには、メロンの数量確保が困難になっていることや、協力体制の弱体化等の大きな課題があることから、運営主体を含め、大会のあり方を検討すべきと思われる。

# 男鹿市民文化祭実行委員会

# 1 補助金の名称

男鹿市民文化祭補助金

### 2 補助金の交付額

1,206,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

# 4 補助金の交付目的

男鹿市民文化祭の運営費の一部を助成し、文化祭の運営を支援する。

# 5 事業概要と実績

# (1) 事業概要

男鹿市民文化祭の開催により、芸術文化の保存・伝承と普及に努めるとともに、 市民の芸術文化に対する意識の高揚を図る。

# (2) 実績

平成30年度の参加者等は、次のとおりである。

- ・舞台部門 23 団体・11 個人 計 174 名の参加
- ・展示部門 22 団体・9 個人 計 189 点の出展・児童生徒文学祭 市内小学校 6 校 短歌 260 首、俳句 1,098 句、詩 63 編

### 6 事業収入、支出の状況

収 入 1, 273, 336円(市補助金の比率 94.7%)

支 H 1, 269, 626円

差 引 3,710円

#### 7 事業の効果

日頃研鑽している芸術文化活動を披露することにより、市民の芸術文化に触れる 機会が増えるとともに、小中学生が芸術文化に触れることにより、教養・教育が培 われている。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、 概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、実行委員会のメンバーの高齢化に伴う担い手不足、参加者の減少等を踏ま えた、今後の市の関わり方等について検討されたい。

# 船越地区民俗文化財統人行事保存会

# 1 補助金の名称

重要無形文化財保存伝承活動費補助金

### 2 補助金の交付額

450,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市文化財保護条例 男鹿市文化財保護条例施行規則 男鹿市教育委員会補助金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

国の重要無形民俗文化財に指定され、国の宝として後世に伝えるべき行事を、その価値を損なうことなく適切に実施し、保存と伝承を図る。

### 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

毎年7月8日の注連納めから翌年7月7日の神幸祭まで、年間を通して各儀式 を実施し、保存と伝承を図る。

# (2) 実績

年間を通じた各儀式を実施するとともに、衣装である裃4着を新調するなど、 伝統行事の保存と伝承に努めた。

### 6 事業収入、支出の状況

収 入 1,173,338円(市補助金の比率 38.4%)

支 出 1,065,237円

差 引 108,101円

#### 7 事業の効果

国指定文化財行事の実施は地域の誇りであり、小学校の授業等に積極的に協力し、 伝承活動にも力を注いでいる。本行事では、子どもから年配者まで様々な役割があ り、世代間交流にも貢献している。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、補助の対象経費と対象外経費を区分するとともに、当該年度の事業実施期間は、市の会計年度の期間と同一とされたい。

# 北浦鹿島祭り保存会

# 1 補助金の名称

重要無形文化財保存伝承活動費補助金

### 2 補助金の交付額

189,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市文化財保護条例 男鹿市文化財保護条例施行規則 男鹿市教育委員会補助金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

市の無形民俗文化財に指定され、後世に伝えるべき行事を、その価値を損なうことなく適切に実施し、保存と伝承を図る。

### 5 事業概要と実績

(1) 事業概要

毎年7月14日に北浦鹿島祭りを実施し、保存と伝承を図る。

# (2) 実績

人形制作等の準備を経て、北浦鹿島祭りを実施したほか、祭り当日は地域の子どもを積極的に参加させ、保存と伝承に努めた。

### 6 事業収入、支出の状況

収入395,000円(市補助金の比率 47.8%)支出395,000円差引0円

### 7 事業の効果

伝統的な祭りを継続しながら、地域の子どもを積極的に参加させることで、祭りの保存と伝承を図り、さらには世代間交流にも貢献している。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されているが、支出された経費の一部に証拠書類がないので、是正されたい。

また、補助金の算定根拠を、財政援助団体に対して明示されたい。

# 男鹿市チャレンジデー実行委員会

# 1 補助金の名称

チャレンジデー補助金

# 2 補助金の交付額

450,000円(市全額)

# 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

チャレンジデーの運営費の一部を助成し、スポーツイベントの運営を支援する。

### 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

毎年5月の最終水曜日に実施されている住民参加型のスポーツイベントとして、 人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に15分以上継続して、何らかの運動等をした住民の参加率を競い合う。

### (2) 実績

平成30年度の対戦相手は北海道芽室町(人口18,731人)で、同町の参加率60.2% に対し、本市は参加率55.4%で、結果としては敗れたものの、過去最高の参加率を記録した。

# 6 事業収入、支出の状況

収 入 938,144円(市補助金の比率 48.0%)

支 出 833,453円

差 引 104,691円

#### 7 事業の効果

チャレンジデーを通じて、さらにはミニチャレンジデーを通じて、市民の日常的なスポーツの習慣化や健康増進、地域の活性化に寄与している。

### 8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

# 社会福祉法人 男鹿保育会

(指定管理施設: 男鹿市立保育園 7 園)

### 1 根拠条例

男鹿市保育園条例

### 2 指定管理料

417, 198, 574円

### 3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市立保育園の指定管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市立保育園の管理に関する年度協定書

### 4 管理の対象業務

- (1) 男鹿市立保育園の運営に関する業務
- (2) 男鹿市立保育園の施設及び維持管理に関する業務
- (3) 病後児保育における保育士等の業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

# 5 利用料金(保育料)

男鹿市保育園条例により、市が保育料を徴収する。

### 6 実績

平成30年度保育園入園児童数 503人(定員に対する入所率 70.8%)

# 7 事業収入、支出の状況

 収入
 417,628,517円

 支出
 417,628,517円

 差引
 0円

### 8 事業の効果

保育専門の社会福祉法人として、市職員である保育士等の派遣を受け入れるとともに、元市臨時職員等を法人の保育士等として雇用して待遇改善を行い、ニーズに 柔軟に応えることができる保育環境の整備に努めている。

### 9 監査の結果

実地監査の終了後、給食調理員による食材の不適切な発注、在庫管理及び持ち帰り等の事案が確認されているので、その発生原因や、過年度分を含む不適切な会計処理に係る金額など、全容を明らかにし、指定管理料に係る不適正な会計処理を是正する必要がある。

今後、こうした事案が再発することがないよう、所管課においては、随時、指定管理業務の実施状況及び収支状況等に関して説明を求め、必要な指示を行うとともに、各保育園における未然防止対策を徹底する必要がある。

なお、深刻化している保育士の不足に対応し、保育サービスの維持・向上を図る ため、市と保育会の連携をさらに強化し、その確保に努められたい。

# 男鹿温泉郷協同組合

(指定管理施設: 男鹿温泉交流会館五風)

### 1 根拠条例

男鹿市男鹿温泉交流会館条例

### 2 指定管理料

1,922,000円

### 3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿温泉交流会館五風の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿温泉交流会館五風の管理に関する年度協定書

### 4 管理の対象業務

- (1) 施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 観光案内等に関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

### 5 利用料金

男鹿市男鹿温泉交流会館条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

### 6 実績

平成30年度利用者数 40,174人(前年度比 87.5%)

# 7 事業収入、支出の状況

 収入
 18, 105, 666円

 支出
 18, 105, 666円

 差引
 0円

### 8 事業の効果

なまはげ太鼓ライブは、男鹿温泉郷における夜の体験コンテンツとして、同温泉郷の宿泊客及び観光客に高い評価を得ている。

また、手作り体験工房では、男鹿ならではのお土産品として「なまはげの壁掛け制作」が体験でき、宿泊客や教育旅行の立ち寄り施設としての役割も果たしている。

### 9 監査の結果

最少の人員で施設の良好な維持管理や体験メニューの充実等に努めており、概ね 適正に管理・運営されていると認められた。

収益の向上に向けた新たな取組や、一部の低利用施設の活用策等について検討し、 将来的には施設運営の自立を目指すよう望みたい。

# 株式会社おが

(指定管理施設: 男鹿市複合観光施設)

### 1 根拠条例

男鹿市複合観光施設条例

### 2 指定管理料

7, 900, 000円

### 3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市複合観光施設の指定管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市複合観光施設の管理に関する年度協定書

### 4 管理の対象業務

- (1) 施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 複合観光施設の利用促進に関する業務
- (4) 「道の駅おが」としての機能維持と管理に関する業務
- (5) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

### 5 利用料金

男鹿市複合観光施設条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

#### 6 実績

平成30年度(開業初年度)来場者数 約42万人

# 7 事業収入、支出の状況

 収入
 110,910,602円

 支出
 116,752,670円

 差引
 △5,842,068円

### 8 事業の効果

男鹿市への新たな流動人口を創出するとともに、漁業者をはじめ農業者、加工業者等 148 名が出品登録するなど、地域経済の振興に貢献したほか、多数のマスコミを招聘することによって、市内全域への誘客を促進している。

また、道の駅として、男鹿半島周遊における利便性の向上に寄与している。

### 9 監査の結果

施設の良好な維持管理が行われているとともに、年間を通じた絶え間のない各種 イベントの実施や、情報発信による誘客に努めており、適正に管理・運営されてい ると認められた。

課題となっている冬場の品不足や品揃えの充実への対応、プライベートブランドの創出等によって、早期に経営赤字が解消できるよう、市や観光・商工関係団体等との連携・協力を一層強化しながら、効果的な取組を促進することを期待したい。

# 公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター

(指定管理施設:サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンター)

### 1 根拠条例

男鹿市サンワーク男鹿条例 男鹿市トレーニングセンター条例

# 2 指定管理料

8,800,000円

# 3 管理に関する協定等

- (1) サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの管理に関する基本協定書
- (2) サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの管理に関する年度協定書

# 4 管理の対象業務

- (1) 施設の利用の許可及び利用の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 勤労者等に対する教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場の提供に関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

# 5 利用料金

男鹿市サンワーク男鹿条例及び男鹿市トレーニングセンター条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

### 6 実績

平成30年度利用者数 35,702人(前年度比 88.4%)

# 7 事業収入、支出の状況

収入9,224,944円支出9,223,225円差引1,719円

#### 8 事業の効果

勤労者をはじめとした市民に、教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供 し、健康の維持増進と心身の健全な発達に寄与している。

### 9 監査の結果

施設の良好な維持管理と、利用者に対するサービスの向上に努めており、概ね適 正に管理・運営されていると認められた。

なお、施設や器具の老朽化への対応については、適時に市との協議を行うとともに、指定管理料に占める比率が高い委託料について、節減が可能か、検討されたい。